

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大雪青少年交流の家利用団体受入要項

平成29年2月1日

所 長 裁 定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家利用細則第13条の規定により、国立大雪青少年交流の家(以下「交流の家」という。)における利用団体の受入手続等に関しては、この申合せによる。

(利用団体の区分)

第2条 交流の家の利用申込手続における利用団体の区分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部企画・推進課通知「施設使用料金の徴収における団体区分及び利用区分について」(平成21年7月27日)に定める団体区分のとおりとする。

(利用申込の受付)

第3条 前条に定める団体から利用の申込みがあった場合は、当該団体の利用目的及び交流の家での活動プログラム又は集団宿泊活動を取り入れた活動を行うことを確認の上、受付を行うものとする。

2 前項において、交流の家における活動プログラム又は集団宿泊活動がなく、単に宿泊を目的とする場合は、利用受付を行わないものとする。ただし、所長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 宿泊を伴わない利用(以下「日帰り利用」という。)の申込みがあった場合は、宿泊利用団体の活動に支障が生じないことを確認の上、申込みを受け付けるものとする。

(利用申込の受付期間)

第4条 第2条に定める団体区分表のうち、利用団体区分コード1から13, 15, 16の団体及び所長が特に認めた団体の利用申込みは、利用日(利用を希望する期間の初日をいう。以下同じ。)の属する年度の前年度(以下「利用前年度」という。)の3月1日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。

2 前項以外の団体の利用申込みは、利用日の属する年度の前年度の10月1日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。

3 日帰り利用の申込みは、利用日の属する年度の前年度の10月1日から原則として利用日の1か月前まで受付を行うものとする。

4 第1項から前項の規定にかかわらず、次に該当する場合で、既に受け入れを決定している団体の活動等に支障を生じないと認める場合は、それぞれ定める期日まで受付を行うことができるものとする。

一 宿泊利用の場合

宿泊棟に空室が生じている場合 利用日の2週間前まで

二 日帰り利用の場合

ア プール利用希望又は食事希望がある場合 利用日の2週間前まで

イ プール利用希望及び食事希望がない場合 利用日の当日まで

5 第1項から前項の規定にかかわらず、所長が特に認める場合は、申込期間終了後も利用申込みを受け付けることができる。

(利用希望の調整)

第5条 前条第1項に定める利用の申込みは、利用前年度の3月1日から5月31日までの間(以下「利用調整期間」という。)にあっては、利用希望書の提出により受付を行うものとし、交流の家は、利用調整期間中に提出された利用希望書に基づき、各団体の利用希望の調整を行うものとする。

(利用調整の優先順位)

第6条 前条に規定する利用希望の調整において、利用希望日の重複が生じた場合は、次の各号の利用団体区分の順に配慮して、調整を行うものとする。

- ① 当機構(教育事業等)
- ② 高等学校、高等専門学校
- ③ 小学校、中学校、特別支援学校
- ④ 中等教育学校、大学・短期大学、専修学校・専門学校、その他の学校
- ⑤ 幼稚園、保育園
- ⑥ 公立青少年教育施設、青少年活動関係団体等、その他の教育関係施設・団体等
- ⑦ 官公庁等、企業等

二 同一順位の団体で調整を行う必要がある場合には、団体から申し出のある第3希望までの日程及び前年度の利用希望調整における採択希望順位等を考慮し、調整を行う。

三 前号により調整ができない場合は、団体は日程の変更を申し出ることができるものとする。

(利用調整後の受付)

第7条 第4条第2項及び第3項に規定する利用申込みは、利用調整期間終了後に、先着順で受け付けるものとする。

(申込書の送付)

第8条 交流の家は、第4条第1項に定める利用希望の調整により団体の受入期日を決定したとき、及び第7条に定める利用申込みの受付をしたときは、次の各号に掲げる利用申込書等(以下「申込書」という。)を送付するものとする。

- 一 国立大雪青少年交流の家利用申込書
- 二 利用者名簿
- 三 その他必要な書類

- 2 交流の家は、前項の申込書を交流の家ホームページから入手し、作成することができるようシステムを整備することとする。

(申込書の提出)

第9条 前条の規定により申込書の送付を受けた利用団体は、原則として利用日の1か月前までに、交流の家に申込書を提出しなければならない。ただし、利用日の1か月前を過ぎて利用申込みを行った利用団体にあつては、利用申し込み後、速やかに交流の家に申込書を提出するものとする。

(受入れの決定)

第10条 所長は、利用団体から申込書の提出があつたときは、これを受理し、当該利用団体の活動計画案に基づき、活動場所や活動時間についてのプログラム調整を行った後、当該利用団体の受入れを決定するものとする。

- 2 前項による受入れの決定を行った場合は、当該団体に利用期日等を速やかに通知するものとする。

(事前打合せ)

第11条 利用団体は、必要に応じ、利用に当たつての活動内容及び施設・設備の利用について、交流の家職員と事前に打合せを行うものとする。

(利用日程, 利用人数の変更等)

第12条 利用団体は、利用日程を変更し、又は利用を中止しようとするときは、速やかに、交流の家に申し出るものとする。ただし、風水害等の災害を理由とする場合には、この限りでない。

- 2 利用団体は、利用人数を変更しようとするときは、速やかに交流の家に申し出るものとする。
- 3 第1項及び前項に伴う、食事数の変更については、利用団体が直接食堂へ所定の様式により連絡するものとする。

(中止命令等)

第13条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用団体に活動の中止を命じ、状況によっては退所を命ずることができる。

- 一 交流の家の諸規則に違反したとき
- 二 他の利用者の活動や生活に支障を生じさせたとき
- 三 施設、設備又は環境を損なつたとき
- 四 交流の家職員の指示に従わないとき

- 2 所長は、前項の規定に基づき活動の中止又は退所を命じた利用団体、その他交流の家の利用において特に問題があると認められる団体については、次回以降の当該団体の利用を差し止

めることができるものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 「独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家利用者の範囲に関する要項（平成18年5月8日所長裁定）」は、廃止する。